

# 江の川河川整備懇談会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、江の川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）規約第6条の条項に基づき、懇談会の公開を定めるものである。

(懇談会開催の周知)

第2条 懇談会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局、浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(懇談会の公開)

第3条 懇談会は原則公開とし、傍聴に関し必要な事項は別途定める。

- 2 懇談会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公開する。
- 3 懇談会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、懇談会で定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成22年12月 3日から施行する。